

プロジェクト リース

項目 第 142 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 142 回リース会計専門委員会（2024 年 1 月 30 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 貸手の基本となる会計処理（会計処理の検討）

2. 企業会計基準適用指針第 16 号の貸手の会計処理は割賦販売を前提としており、同第 51 項の(1)から(3)の 3 つの方法は利息相当額に関する取扱いを定めているものと理解しているため、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 2 法」という。）を踏襲しない理由を企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」における割賦基準の廃止で説明することは適切ではないと考える。
3. 第 2 法を廃止する事務局提案に強く反対する。第 2 法が廃止された場合には税法の変更につながる懸念がある。経済実態に変化がないにもかかわらず、仮に本会計基準案により税制改正が行われる場合の財務諸表作成者に生じるコストは第 2 法を廃止するベネフィットよりも大きいと考える。
4. 所有権移転外ファイナンス・リースからサービスを除いた部分が金融取引であるとする事務局の分析は、リースには様々な構成要素が含まれているにもかかわらず金融取引であることを強調しすぎているため、同意できない。

## 貸手の基本となる会計処理（文案の検討）

5. 本適用指針案第 67 項及び第 68 項の適用関係に関して、企業単位でいずれの会計処理を適用するかを判定することは複数事業の場合の会計処理が明確でないため、取引単位で判定することを検討いただきたい。また、本会計基準案第 43 項の「取引の実態に応じて」という記載からは、取引単位で判定するとも読めるため、整合性も図る必要があると考える。
6. 本会計基準案第 43 項の修文に関して、「販売取引」と「金融取引」という表現は、それぞれが全く異なる会計処理のような印象を受けるので、総額表示か純額表示かの違い及び販売益が生じるか否かの違いを説明することが適切と考える。

7. 本会計基準案第 43 項等の修文に関して、「製品又は商品の販売を主たる事業としている企業以外の企業」におけるファイナンス・リースについて金融取引を強調しすぎた表現であり、事務局提案に反対する。現金払いで発生せず分割払いで発生する利息分を利息法で処理することは明らかであるため、「通常の販売取引に係る方法に準じた会計処理」と「通常の金融取引に準じた会計処理」に分けて記載する必要はないと考える。
8. 「通常の販売取引に係る方法に準じた会計処理」が適用される企業が少ないのであれば、本適用指針案第 68 項の定めを同第 67 項の前に記載することが考えられる。
9. 「通常の販売取引に係る方法に準じた会計処理」については、現行の企業会計基準適用指針第 16 号では売買益の中に利息部分が含まれているが、本会計基準案等では利息部分が含まれない点で異なることを結論の背景に記載すべきと考える。

### **短期リース（定義）**

10. （案 2）を支持する。短期リースの判定は延長オプション及び解約オプションを含めた期間で行われることやリース期間が 12 か月以内で購入オプションが含まれるリースがどの程度あるか不明であることから、IFRS 第 16 号の短期リースとの整合性を図る目的のみでは追加の記載は必要ないと考える。

### **少額リースに関する簡便的な取扱い**

#### **（300 万円基準の適用単位及び 300 万円基準の判定におけるリース期間）**

11. 事務局提案に同意する。300 万円基準に関しては現行の実務で監査上大きな問題は生じていない理解であり、そのような事実から事務局提案に問題はないと考える。
12. 監査人の観点から、300 万円基準の判定において契約の結合を求めないことや契約期間での判定を認めることについて、ストラクチャリングのリスクがあると考え。万が一ストラクチャリングがあった場合、本会計基準案等では少額リースの注記を求めているため有用な財務情報が提供されない懸念がある。
13. 前項の意見に対して、ストラクチャリングのリスクはあるが、少額リースに関する簡便的な取扱いは、企業の事業内容に照らして重要性のあるリースには適用できないこととされていることも考慮して検討すべきであると考え。
14. 300 万円基準の判定におけるリース期間に関して、契約期間が短くても借手のリース期間が長くなるケース、例えば特別仕様のリース物件や貸手の立場が弱い状況などを想定し

て影響を分析する必要があると考える。また、ストラクチャリングのリスクに対応するため、結論の背景に実質的な判断を要求するよう記載を追加すべきと考える。

15. 少額リースについてはオンバランスした場合の計上額に重要性がないため注記をもとめない結論になっているが、契約期間での判定を認めると前提が変わるとも考えられるため、改めて検討する必要があると考える。

#### **(300万円基準の判定におけるリース期間)**

16. (案1) とすべきと考える。300万円基準の判定におけるリース期間に関して、使用権資産及びリース負債の計上額との首尾一貫性を重視し、借手のリース期間で判定すべきと考える。
17. 契約期間の定めがないリースについての取扱いを検討する必要がある。

#### **(文案の検討)**

18. 事務局提案の文案に同意する。リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリースに関する文案について本適用指針案第20項(2)②との記載は同適用指針案第20項(2)①に修正が必要と考える。
19. 契約の結合を求めないことに関する結論の背景には、リースの会計処理単位は独立のリース(本適用指針案第14項)の適用があることを記載すべきと考える。
20. 300万円基準の簡便的な取扱いに関する文案について、「想定している」という表現は、企業会計基準適用指針第16号より意味合いが弱まったように見えるため、「する」という表現に変更が必要と考える。また、IFRS第16号とは性質が異なり明確な定めであるため、結論の背景ではなく本文に記載する方法があると考え。
21. 借手のリース料から維持管理費用の合理的見積額を除くことができる旨の記載について、企業会計基準適用指針第16号の取扱いを踏襲していること、また、企業会計基準適用指針第16号の通常の保守等の役務提供相当額は、本適用指針案のリースを構成しない部分に該当するため、300万円基準の判定には含まれないことを記載すべきと考える。

以上